

マイナンバーカードで
どこでも簡単！

不在者投票オンライン申請

仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に
長期滞在中に選挙がある・・

でも大丈夫！
オンラインで投票用紙を請求して、滞在先の市区町村選挙
管理委員会で不在者投票ができます。

詳しくは、名簿登録地の市区町村選挙管理委員会にお問い
合わせください。

< 請求画面例 >



三メニュー

令和7年参议院議員選挙 不在者投票オンライン請求

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求

☒ オンライン申請
☐ 電子署名必須

受付期間 ●●年●月●日～●●年●月●日

制度

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等

対象

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方等

手続を行う人

対象者ご本人

■ 概要

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。本手続は、名簿登録地の○○○市選挙管理委員会に、投票用紙など必要な書類を請求するものです。

■ 手続期限

令和7年6月23日から7月18日（午後4時まで）

■ 手続書類（様式）

不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書等

■ 手続方法

1.名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接、郵便等又はオンライン（本フォーム）で投票用紙など必要な書類を請求します。

2.交付された投票用紙などをそのまま持参して、投票日前日までに投票する滞在先の市区町村選挙管理委員会（政令指定都市においては区の

管理委員会）に出向き投票します。請求はオンラインで出来ますが、投票用紙等の取り寄せや投票記載後の返送は郵送になりますので、手続きは早めをお願いします。

※ 封筒の中の不在者投票証明書は開封しないでください。投票用紙にあらかじめ記入しないでください。

※ 本フォームによるオンライン請求は、選挙人本人による請求に限ります。

不在者投票のオンライン請求完了後に受付完了メールをお送りします。

受付完了メールが届かない場合は、受付ができていない可能性がありますので、お手数ですが、○市選挙管理委員会（電話番号）までお問い合わせください。

↑

申請する